

草津市図書館協議会委員公募要項

草津市立の図書館（以下「図書館」といいます。）では、図書館法第14条の規定に基づいて市条例により草津市図書館協議会（以下「協議会」といいます。）を設置いたします。

協議会は、図書館の運営に関して図書館長の諮問に応じるほか、図書館の行う図書館奉仕について、館長に意見を述べる機関です。

図書館法で定められている委員の一部を公募することにより、市民の協議会への参画を図り、よりよい図書館づくりにつなげていこうとするものです。

1 募集人数等

(1) 募集人数 2名

(2) 任期 令和7年9月1日から令和9年8月31日まで

(3) 応募資格

令和7年9月1日現在において、年齢が満20歳以上で、草津市内に住所を有している、または草津市内で勤務もしくは通学している者。ただし、本市の他の公募による委員をしている者、ならびに破産者、禁錮以上の刑に処せられた者は応募できません。

(4) 応募期限

令和7年7月31日（木）まで（郵送の場合は当日消印有効）

(5) 応募申込書の請求

①直接 草津市立図書館（草津町）と草津市立南草津図書館（野路一）で開館時間中にお渡しします。

【草津市立図書館は火曜日、南草津図書館は月曜日が休館日】

②郵便 郵送の場合は、封筒の表に「図書館協議会公募委員申込書請求」と朱書きし、返信用封筒（角型2号33.2cm×24cmに120円切手をはり、宛先を明記したもの）を同封してください。

③その他 草津市（図書館）のホームページに「公募要項、応募申込書」を掲載していますので、ダウンロードして入手できます。

※電話、ファックス、メールによる請求は受け付けておりません。

(6) 応募申込書の提出

所定の応募申込書に必要事項および応募理由を記載し、課題作文を添えて、草津市立図書館まで持参または郵送してください。なお、提出いただいた書類は、理由に関わらず返却いたしませんので、御承知のうえ申込みください。

※応募に係る経費は、応募者の御負担とします。

※提出先は草津市立図書館（草津町）のみです。

(7) 課題作文のテーマ

「読書支援の充実を図るための地域・関係機関との連携について」

このテーマについて、800字程度にまとめて作成してください。書式は自由です。

2 選考方法

作文による選考とします。

3 選考結果の連絡

応募締め切り後、2週間程度で公募委員を決定し、応募者に結果を書面により連絡します。

4 その他

(1) 協議会の構成

協議会は委員10人以内で構成し、公募委員2人の他に学校教育または社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行っている者および学識経験のある者から選任した委員とで構成されます。

(2) 協議会の開催

令和7、8年度ともに年3回ずつの開催を予定しています。会議は主に草津市立図書館（草津町）で行います。

【お問い合わせ・連絡先】

〒525-0036 草津市草津町1547

草津市立図書館（担当：岸本、坂居）

TEL 077-565-1818

FAX 077-565-0903

e-mail: library@city.kusatsu.lg.jp